

# 互 助 規 程

昭 和 37 年 9 月 9 日 制 定  
昭 和 52 年 6 月 26 日 一 部 改 定  
昭 和 57 年 6 月 13 日 一 部 改 定  
昭 和 59 年 5 月 13 日 一 部 改 定  
平 成 5 年 5 月 16 日 一 部 改 定  
平 成 17 年 10 月 1 日 一 部 改 定  
平 成 22 年 5 月 23 日 一 部 改 定  
平 成 23 年 5 月 22 日 一 部 改 定  
平 成 25 年 3 月 9 日 一 部 改 定  
平 成 26 年 9 月 6 日 一 部 改 定

第 1 条 この規程は、一般社団法人北海道放射線技師会（以下、「当法人」という。）定款第 4 条第 5 項の福利厚生の精神に則り、会員の団結を図り、共済を行うことを目的とする。

第 2 条 第 1 条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 会員が死亡の時は、弔慰金壹万円を給付する。
- (2) 会員及び配偶者が死亡の時は、弔電及び供花を贈ることができる。
- (3) 会員の両親が死亡のときは、弔電を贈ることができる。
- (4) 会員が結婚する場合は、祝電を贈ることができる。
- (5) その他、この規程に無い必要な互助給付事項が発生した場合は、会長が判断し決定事項を常務理事会に報告する。

第 3 条 構成する人員は当法人会員とする。

第 4 条 資金は、当法人予算経常費用項目の慶弔費から支出する。

第 5 条 運用を受ける資格は、当法人定款で定める正会員と名誉会員とする。但し、会費納入期限の 9 月 30 日まで未納の者は、10 月 1 日をもって運用資格を失う。

第 6 条 本規程の運用には、担当常務理事があたり、事業結果は常務理事会に報告し承認を受けるものとする。

第 7 条 受給手続きは、支部長を経て会長に別紙給付申請書を提出し、承認を得て給付を受けるものとする。但し、事由が発生して 3 ヶ月経過しても届け出がない場合は、本規程に定める事項は消失したものとする。

## 附 則

- 1 この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
- 2 この規程は、平成 5 年 5 月 16 日より施行する。
- 3 この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成 22 年 11 月 1 日）から施行する。
- 4 この規程は、平成 23 年 5 月 22 日に改定し、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。
- 5 この規程は、平成 25 年 3 月 9 日に一部改定し同日より施行する。
- 6 この規程は、平成 26 年 9 月 6 日に一部改定し同日より施行する。